

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
(刑事訴訟法の一部改正) 第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。 第二百十八条第二項の次に次の一項を加える。 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。 第二百十九条第一項中「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に「、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、搜索又は検証に着手する」を「搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改め、同条第三項中「これを」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載しなければならない。	(刑事訴訟法の一部改正) 第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。 第二百十八条第二項の次に次の一項を加える。 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。 第二百十九条第一項中「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に「、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、搜索又は検証に着手する」を「搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改め、同条第三項中「これを」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨を記載しなければならない。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二百十九条第二項中「同条」を「同条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「同条」を「同条第一項」に、「同項」を「同条第三項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第四項、第五条第四項、第十条第二項、第十八条第二項、第三十九条及び第四十一条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二百十九条第二項及び第三項中「同条」を「同条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第四項、第五条第四項、第十条第二項、第十八条第二項及び第三十九条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共

助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定（「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類（電磁的記録を含む。）」に改める部分を除く。）、同法第三十三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三条中組織的犯罪処罰法第十八条の二の次に二条を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十條の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十條の次に二条を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一條第一項及び第七十一條第一項第七号の改正規定、第二十六條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十七條を「第四百八十七條第一項」に改める部分を除く。）、第二十七條中心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（次条第一項及び附則第十八條第一項において「医療観察法」という。）、第二十四條第三項及び第四項の改正規定、第二十八條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五條第二項の改正規定、第三十四條中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定、第三十五條中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定並びに第三十六條中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八條第一項第

助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定（「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類（電磁的記録を含む。）」に改める部分を除く。）、同法第三十三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三条中組織的犯罪処罰法第十八条の二の次に二条を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十條の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十條の次に二条を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一條第一項及び第七十一條第一項第七号の改正規定、第二十六條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十七條を「第四百八十七條第一項」に改める部分を除く。）、第二十七條中心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（次条第一項及び附則第十八條第一項において「医療観察法」という。）、第二十四條第三項及び第四項の改正規定、第二十八條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五條第二項の改正規定、第三十四條中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定、第三十五條中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定並びに第三十六條中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八條第一項第

二号の改正規定、同法第四章第二節に一条を加える改正規定、同法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十七条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二条を加える改正規定並びに同法第二十六条第一項第一号、第四十条第一項第三号及び第四十四条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第二十九条の規定、附則第三十五条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一条第七項の改正規定（「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条」を「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改める部分に限る。）、附則第三十八条中財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十七条第二項ただし書の改正規定並びに附則第四十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四〇六 〔略〕

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第四十条 電磁的記録提供命令（第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は

二号の改正規定、同法第四章第二節に一条を加える改正規定、同法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十七条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二条を加える改正規定並びに同法第二十六条第一項第一号、第四十条第一項第三号及び第四十四条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第二十九条の規定、附則第三十五条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一条第七項の改正規定（「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条」を「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改める部分に限る。）並びに附則第三十八条中財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十七条第二項ただし書の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四〇六 〔略〕

〔新設〕

被疑事件と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

（映像等の送受信による通話に係る取組の推進）

第四十一条 政府は、被告人又は被疑者（以下「被告人等」という。）にとつて、弁護士又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者（弁護士でない者にあつては、刑事訴訟法第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）（以下「弁護人等」という。）の援助を受けることが重要であることに鑑み、同法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとする。

〔新設〕